第五十条の四第四項	総務大臣	内閣総理大臣
	中期目標管理法人役職員	会議役職員
	当該中期目標管理法人の長	会長
第五十条の四第五項	政令	内閣府令
第五十条の四第六項	役員	役員、役員以外の会員
	個別法	会議法
第五十条の五	役員	役員、役員以外の会員
第五十条の六各号列記以外の部分	役員	役員、役員以外の会員
	政令	内閣府令
	当該中期目標管理法人の長	会長
第五十条の六第一号	役員	役員、役員以外の会員
第五十条の六第二号	又は職員	、役員以外の会員又は職員
第五十条の七第一項	政令	内閣府令
第五十条の八第一項	役員	役員、役員以外の会員
第五十条の八第三項及び第五十条の九（見出しを含む。）	政令	内閣府令

（財務大臣との協議）

第五十三条　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第三十三条第二項、第四十一条、第四十五条第一項、第四十六条第三項又は第四十七条第一項の承認をしようとするとき。

二　第四十七条第一項の認可をしようとするとき。

三　準用通則法第四十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第四十六条の二第一項本文、第二項本文若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。

四　準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（解散）

第五十四条　会議の解散については、別に法律で定める。

第七章　罰則

第五十五条　第三十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条　第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会議の役員、役員以外の会員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会議の役員又は役員以外の会員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律（準用通則法の規定を含む。次号及び第三号において同じ。）の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　この法律の規定により内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　第十九条第二項又は第三項の規定による調査を妨げたとき。

五　第三十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

六　第四十四条第二項の規定による自己点検評価書の提出をせず、又は自己点検評価書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして自己点検評価書を提出したとき。

七　第四十五条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八　準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

九　準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十　準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十八条　第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次条から附則第九条まで並びに附則第十八条第三項及び第四項、第二十二条並びに第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（定年に関する特例）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の際現に日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号。以下この条並びに附則第四条、第五条及び第十二条において「現行日学法」という。）第七条第一項に規定する日本学術会議会員（附則第十一条第一項及び第二十二条第二項において「現会員」という。）である者については、現行日学法第七条第六項の規定は、適用しない。

（会員予定者の指名）

第三条　内閣総理大臣は、次条の規定による推薦に基づいて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に会員となるべき者（以下「会員予定者」という。）百二十五人を指名する。

2　前項の規定により会員予定者として指名された者は、施行日において、第九条第二項の規定により会員に選任されたものとみなす。

（会員予定者の候補者の推薦）

第四条　現行日本学術会議（現行日学法に規定する日本学術会議をいう。附則第六条第一項、第十九条及び第二十条において同じ。）は、次条から附則第七条までの規定により、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員予定者の候補者を選定し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

（会員予定者の候補者の選定）

第五条　会員予定者の候補者の選定は、次条第一項に規定する候補者選考委員会の選考に基づいて、現会長（現行日学法第八条第一項に規定する会長をいう。次項並びに次条第四項及び第五項において同じ。）が行う。

2　現会長は、会員予定者の候補者を選定しようとするときは、現行日学法第十四条第一項に規定する幹事会の議を経るとともに、現行日学法第二十三条第一項に規定する総会の承認を受けるものとする。

（候補者選考委員会）

第六条　施行日の前日までの間、現行日本学術会議に、候補者選考委員会を置く。

2　候補者選考委員会は、会員予定者の候補者の選考を行う。

3　候補者選考委員会は、候補者選考委員十人以上二十人以内をもって組織する。

4　候補者選考委員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、現会長が任命する。